## 国際漁業管理機関・

CCAMLR Antarcite Marine Living Resources 前極の海洋生物資源の保存に関する条約に 概ね商権 60 度を中心とした水坂 前極の海洋生物資源の保存に関する条約に 概ね商権 60 度を中心とした水坂 前極の海洋生物資源の保存に関する条約に で の	略語	名 称	設立または発効	水域	
CCAMLR Antarcit Marine Living Resources		,		3. 30	
CCBSP Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea 中央ペーリング海における対する条約 1995年 1995年 う資源の保存及び管理に関する条約 1995年 200 海里以速の公海水域 1995年 200 海里以速の公海水域 1995年 200 海里以速の公海水域 200 海里 200 海里以速の公海水域 200 海里 200 河里 200		Antarctic Marine Living Resources	基づく	概ね南緯 60 度を中心とした水域	
Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea   ヤ央ペーリング海における引力を		南極の海洋生物資源の保存に関する委員会	1982年		
中央ペーリング海におけるすけとうだ。	CCBSP	Management of Pollock Resources in			
CCSBT Southern Bluefin Tuna のなみまくろ保存委員会 1994 年  Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora		中央ベーリング海におけるすけとうだ ら資源の保存及び管理に関する条約	1995 年		
Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	CCSBT		みなみまぐろの保存のための条約に基づく	特定の対象水域なし	
Endangered Species of Wild Fauna and Flora   Properties   Properti		みなみまぐろ保存委員会	1994年		
FAO FOOd and Agriculture Organization of the United Nations 国際連合食糧農業機関 1945 年 中海漁業一般委員会協定(FAO 憲章第 14 地中海漁業一般委員会協定(FAO 憲章第 14 地中海漁業一般委員会協定(FAO 憲章第 14 地中海漁業一般委員会協定(FAO 憲章第 14 地中海漁業一般委員会 地中海漁業一般委員会 別552 年 地中海漁業一般委員会 別552 年 東部太平洋 (表面洋全水域 大西洋主ぐろ類委員会の設置に関する米 国とコスタリカとの間の条約に基づく 大西洋主ぐろ類保存国際委員会 1969 年 インド洋まぐろ類保存国際委員会 1969 年 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に関する協定に関する協定に基づく インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく インド洋まぐろ類国際科学委員会 1996 年 ロトロ・ロース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・ア	CITES	Endangered Species of Wild Fauna and		全ての陸上および水域	
The United Nations   1945 年   1952 年   1012 日本		絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)	1975 年		
General Fisheries Commission for the Mediterranean 地中海漁業一般委員会 1952 年  Inter - American Tropical Tuna 全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する米国とコスタリカとの間の条約に基づく 東部太平洋  「The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas に基づく インド洋まぐろ類委員会 1969 年  IOTC International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean 北太平洋まぐろ類国際科学委員会 1995 年に暫定委員会として設立、2004 年末に改名 北太平洋まぐろ類国際科学委員会 1948 年  INTERNATIONAL	FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations		全ての水域	
FCM Mediterranean 条に基づく国際条約)に基づく 地中海、黒海および接続水域 地中海漁業一般委員会 1952 年 1952 年 Inter-American Tropical Tuna 会米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する米 国とコスタリカとの間の条約に基づく 東部太平洋 東部太平洋 でいますが に基づく 大西洋まぐろ類を目会の設置に関する場 大西洋全水域 大西洋まぐろ類保存国際委員会 1950 年 インド洋まぐろ類保存国際委員会 1969 年 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく マンド洋およびその隣接海域(南極では基づく インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく マンド洋およびその隣接海域(南極では基づく インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく マンド洋およびその隣接海域(南極では基づく インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく マンド洋およびその隣接海域(南極ではようで、1996 年 日本会談に基づき、1995 年に暫定委員会と 北太平洋まぐろ類国際科学委員会 日外のオト名は行るでは、北太平洋まぐろ類国際科学委員会 日外のオト名は行るとないますが、1956 年議定書により修正 日本会談に基づき設立、1956 年議 経験政務条約に基づき設立、1956 年議 経験政務条約に基づき設立、1956 年議 経験政務を対しておらの合組、解析の理場および捕鯨船ならびにこれらの合組、繁体の政理場および捕鯨船ならびにこれらの合組、繁体の関連場および捕鯨船はよって捕鯨が行われる全での水域 大大西洋の漁業についての今後の多数国 の北西大西洋 (ただし、規制水域は 北西大西洋漁業機関 北西大西洋の漁業についての今後の多数国 初北西大西洋 (ただし、規制水域は 1979 年 治洋国の 200 海里水域の外側の水域) 北西大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取極に基づ		国際連合食糧農業機関	1945 年		
IATTC	GFCM		地中海漁業一般委員会協定(FAO 憲章第 14 条に基づく国際条約)に基づく		
IATTC Commission 国とコスタリカとの間の条約に基づく 東部太平洋  The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas		地中海漁業一般委員会	1952年		
全米熱帯まぐろ類委員会 1950 年   The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas	IATTC				
CCAT   Conservation of Atlantic Tunas   に基づく		全米熱帯まぐろ類委員会	1950年		
Indian Ocean Tuna Commission	ICCAT			大西洋全水域	
International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean 北太平洋まぐろ類極陽会		大西洋まぐろ類保存国際委員会	1969年	1	
International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean  北太平洋まぐろ類国際科学委員会  INC  International Whaling Commission  国際捕鯨取締条約に基づき設立、1956 年議定書により修正  国際捕鯨取締条約に基づき設立、1956 年議の日曜場の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	IOTC	Indian Ocean Tuna Commission	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協 定に基づく	インド洋およびその隣接海域(南極	
ISC for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean    Wath Pacific Ocean		インド洋まぐろ類委員会	1996年		
INVC         International Whaling Commission         国際捕鯨取締条約に基づき設立、1956 年議定書により修正         締約取府の管轄下にある母船、鯨体の理場よび捕鯨船店らびにこれらの提出よび捕鯨船店らびにこれらの提出ませび捕鯨船店らびにこれらの提出。豚体の理場よび捕鯨船店とって捕鯨が行われる全ての水域           NAFO         Northwest Atlantic Fisheries Organization         北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約に基づくのお地方として、規制水域は北西大西洋漁業機関         概ね北緯35度以北、西経42度以西の北西大西洋(ただし、規制水域は沿岸国の200海里水域の外側の水域)           North Atlantic Marine Mammal Convenicion         1979年           North Atlantic Marine Mammal Convenicion         北大西洋における海産哺乳動物の調査、存存、管理における協力に関する取権に基づ	ISC	for Tuna and Tuna-like Species in the		北太平洋(赤道以北)	
MC   International Whaling Commission   定書により修正   処理場方よび捕鯨船にらびにこれら		北太平洋まぐろ類国際科学委員会	O CENT. 2001   1,111   1		
国際捕鯨委員会 1948 年 よって捕鯨が行われる全ての水域  Northwest Atlantic Fisheries 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約に基づく 北西大西洋漁業機関 1979 年 地大西洋漁業機関 1979 年 North Atlantic Marine Mammal で、管理における協力に関する取権に基づ	IWC	International Whaling Commission		処理場および捕鯨船ならびにこれら	
NAFO Organization 間の協力に関する条約に基づく の北西大西洋(ただし、規制水域は 沿岸国の 200 海里水域の外側の水域)		国際捕鯨委員会	1948年	よって捕鯨が行われる全ての水域	
北西大西洋漁業機関 1979 年 沿岸国の 200 海里水域の外側の水域) North Atlantic Marine Mammal たのではは、 存、管理における協力に関する取極に基づ	NAFO			の北西大西洋(ただし、規制水域は	
Notitin Attaintic Matthe Maillina   存、管理における協力に関する取極に基づ		北西大西洋漁業機関	1979年	沿岸国の 200 海里水域の外側の水域)	
NAMMCO Commission 北大西洋	NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission	北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取極に基づく	北大西洋	
北大西洋海産哺乳動物委員会 1992 年		北大西洋海産哺乳動物委員会	1992年		

Copyright (C) 2019 水産庁 水産研究・教育機構 All Rights Reserved

平成 30 年度国際漁業資源の現況

## 資源評価機関の概要 -1-

A. 155	/D+ *** TIME H 1999	4n B 🖂 📉	= + 10
魚 種	保存・管理措置	加盟国等	所在地
メロ (マゼランアイナメ・ライ ギョダマシ)、オキアミなどの南 極海洋生態系に属する海洋生物 資源	採捕可能量、禁止漁期、禁止漁区、保護種の 設定、IUU 漁業対策(正規船リスト、IUU 船 リスト、寄港国措置など)、メロ漁獲証明制 度など	日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、中国、 ノルウェー、EU、他 25 か国・地域	ホバート (豪州)
スケトウダラ、その他の海洋生 物資源	漁獲可能水準の設定、国別割当量の設定など	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ボーランド 6か国	
ミナミマグロ	総漁獲可能量(TAC)および国別漁獲割当量 の設定、正規船リスト、漁獲証明制度、寄港 国検査など	日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ (注) 台湾が「漁業主体」として、EUが「地域的な経済統合のための機関」として、みなみまぐろ保存委員会拡大委員会のメンバーとして参加。8か国・地域	キャンベラ (豪州)
絶滅のおそれのある野生動植物 種約3万6千種(海産種では、 鯨類、さめ類、海亀などが取り 込まれている)	附属書 I:商業目的のための取引を禁止、学 術目的の取引は可能(輸出国および輸入国の 発給する許可証が必要) 附属書 II・III:商業目的の取引も可能(輸出 国の発行する許可証が必要)	日本、米国、英国、豪州、他 183か国・地域	ジュネーブ (スイス)
全ての水産資源	加盟国に対する政策提言や、情報の収集、分析及び提供など	日本、米国、中国、韓国、EU、他 197 か国・地域	ローマ (イタリア)
全ての水産資源	資源の開発利用の問題の海洋学的、生物学的、 技術的側面の方向づけ、調査の調整促進、な ど	日本、アルバニア、トルコ、EU、他 24 か国・地域	ローマ (イタリア : FAO 本部)
まぐろ類、かじき類など	メバチ国別はえ縄漁獲上限、まき網努力量規制(全面禁漁+沖合特定区における禁漁)、太平洋クロマグロ漁獲上限など	日本、米国、コスタリカ、パナマ、エル サルバドル、エクアドル、メキシコ、ペ ルー、コロンビア、EU、他 21 か国・地域	ラホヤ (カリフォルニア ・米国)
まぐろ類(かつお、まぐろ、か じき類)	総漁獲可能量(TAC)および国別漁獲割当量の設定、クロマグロ小型魚の原則漁獲禁止、 禁漁期・禁漁区、漁獲能力規制、正規制・ 置網・畜養場リスト、クロマグロ漁獲・正度 度、メバチ統計証明制度、メカジキ統計証明 制度など	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ペネズエラ、台湾、他(注)ボリビア、台湾、スリナム、ガイアナは協力的非加盟国 51 か国・地域	マドリード (スペイン)
まぐろ類(かつお、まぐろ、か じき類)	漁獲能力の制限、正規船リスト、大型漁船に 対する転載プログラム、メバチ統計証明制度 など	日本、インド、バキスタン、タイ、マレー シア、インドネシア、他 (注) バングラデシュ、リベリア、セネガ ルは協力的非加盟国 31 か国・地域	ビクトリア (セーシェル)
まぐろ類、かじき類など	(北太平洋に生息するまぐろ類およびまぐろ 類類似種の保存と合理的利用のための科学的 調査および協力の拡充)	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国、IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFC はオブザーバー 7 か国・地域	
大型鯨類資源	鯨類の資源状態の検討、捕獲枠の設定など	日本、米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、 豪州、他 89 か国	ケンブリッジ (英国)
全ての漁業資源(さけ、まぐろ類、 かじき類、鯨類および大陸棚の 定着性の種族を除く)	総漁獲可能量(TAC)および国別漁獲割当量 の設定、網目規制、体長規制、取締の実施な ど	日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイス ランド、韓国、米国、ロシア、他 12 か国・地域	ダートマス (カナダ)
海産哺乳類	科学調査、管理方式の開発など	ノルウェー、アイスランド、グリーンラ ンド、フェロー諸島 4か国・地域	トロムセ (ノルウェー)

Copyright (C) 2019 水産庁 水産研究・教育機構 All Rights Reserved

## 国際漁業管理機関・

			<b>不日生成</b> 闪	
略語	名 称	設立または発効	水 域	
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission	北太平洋における溯河性魚類の系群の保存 のための条約に基づく	北緯 33 度以北の北太平洋および接 する諸海のうち、各国沿岸から 20	
	北太平洋溯河性魚類委員会	1993年	海里以遠の水域	
NPALBW †	North Pacific Albacore Workshop	NMFS ホノルル研究所長と遠洋水産研究所 長との間の交換書簡に基づき始まり、2004 年末に ISC に合併	北太平洋	
	北太平洋ビンナガ研究集会	1974年		
NPFC	North Pacific Fisheries Commission	北太平洋における公海の漁業資源の保存及 び管理に関する条約に基づく	おおむね北緯 20 度以北の北太平洋の 公海(ベーリング海の公海および- 国の排他的経済水域によって囲まれ	
	北太平洋漁業委員会	2015年	た他の公海水域を除く)	
PICES	North Pacific Marine Science Organization	北太平洋の海洋科学に関する機関のための 条約に基づく	北緯 30 度以北の北太平洋およびそね に接する海域	
	北太平洋海洋科学機関	1992年	1=15.7 079-30	
SCTB †	The Standing Committee on Tuna and Billfish	SPC のマグロカジキ評価計画(TBAP)の諮問機関として始まり、2004年より WCPFC の科学委員会に吸収合併	中西部太平洋	
	まぐろ・かじき常設委員会	1988年		
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization	南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく	南東大西洋	
	南東大西洋漁業機関	2003年		
SIOFA	Southern Indian Ocean Fisheries Agreement	南インド洋漁業協定に基づく	南インド洋	
	南インド洋漁業協定	2012年		
SPC	The Pacific Community	太平洋委員会設立協定に基づく	北緯 20 度以南の南太平洋	
	太平洋共同体事務局	1947年		
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚 類資源の保存及び管理に関する条約に基づ く	中西部太平洋	
	中西部太平洋まぐろ類委員会	2004年		
	口中海業井同委品会	日中漁業協定に基づく	日本および中国の排他的経済水域	
	日中漁業共同委員会	2000年		
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく	日本および韓国の排他的経済水域	
		1999年		
	日口漁業委員会	日ソ地先沖合漁業協定に基づく	日本およびロシアの北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域	
		1984年		
	日口漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく	北西太平洋	
		1985 年		

<sup>†:</sup>吸収・合併された組織

Copyright (C) 2019 水産庁 水産研究・教育機構 All Rights Reserved

平成 30 年度国際漁業資源の現況

## 資源評価機関の概要 - 2-

魚 種	保存・管理措置	加盟国等	所 在 地
溯河性魚類(シロザケ、ギンザケ、 カラフトマス、ベニザケ、マス ノスケ、サクラマス、スチール・ ヘッド)	条約水域での溯河性魚類を対象とする漁獲を 禁止、加盟国以外の国による漁獲を抑止する など	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 5か国	バンクーバー (カナダ)
ピンナガ	北太平洋ビンナガの漁業データのレビュー、 調査研究のレビュー、資源評価を行う非公式 な研究集会であったが、2004年末にISCの ビンナガワーキンググループ(WG)となる	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、 中国 7か国・地域	
サンマ、さば類、クサカリツボ ダイ、キンメダイなど(ただし、 カツオ、まぐろなどの高度回遊 性魚種、定着性種族などを除く)	漁獲可能量、漁獲努力量などの保存管理措置 を採択・実施	日本、ロシア、カナダ、中国、台湾、韓国、 米国、バヌアツ 8か国・地域	東京
魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥	関係海域および当該海域の生物資源に関する 科学上の知識を増大するための海洋科学研究 を促進しおよび調整すること	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国 6か国	シドニー (カナダ)
まぐろ類、かじき類など	漁獲統計、調査研究、資源評価に関する科学 的議論を行う	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア (ニューカレドニ ア)
メロ、キンメダイ、オレンジラフィー、かになどの条約適用水域におけるすべての漁業資源(ただし、カツオ、まぐうなどの高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く)	総漁獲可能量(TAC)の設定、正規許可船リスト、寄港国措置など	日本、アンゴラ、EU、ナミビア、ノル ウェー、南アフリカ、韓国 7か国・地域	スワコプムント (ナミビア)
メロ、キンメダイ、オレンジラフィーなどの協定適用水域におけるすべての漁業資源(ただし、カツオ、まぐろなどの高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く)	対象水域における漁業資源の長期的な持続可 能性を確保するために必要な管理措置を作 成、漁獲活動の監視、規制および監督に関す る規則および手続を作成するなど	日本、韓国、豪州、クック諸島、フランス(海外領土)、モーリシャス、セーシェル、タイ、EU 9か国・地域	レユニオン (フランス)
まぐろ類、かじき類など	科学、技術、経済、社会分野の研究の提供・ 促進など	米国、フィジー、ポリネシア、他 (注) 2005 年に英国が脱退 26 か国・地域	ヌメア (ニューカレドニ ア)
まぐろ類(かつお、まぐろ、か じき類)	メバチ国別はえ縄漁獲上限、まき網(熱帯水域)のFAD操業規制および隻数凍結(島嶼国メンバーは除外)、太平洋クロマグロ国別漁獲上限設定など	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、 EU、太平洋島嶼国、他 26 か国・地域	ポンペイ (ミクロネシア)
すべての水産資源	漁獲割当など操業条件の勧告・決定		
すべての水産資源	漁獲割当など操業条件の勧告・決定		
全ての生物資源	特定魚種に対する資源評価、漁獲割当など操 業条件の決定		
全溯河性魚類を含む全ての生物資源	溯河性魚類の魚種別漁獲量ほかを決定		

Copyright (C) 2019 水産庁 水産研究・教育機構 All Rights Reserved